

文雄における韻鏡と唐音

* 湯沢 質幸

Tō-in in the Phonology
of Mon-nō

YUZAWA Tadayuki *

Abstract

We compared four Mon-no's books about the phonology of Chinese language, that is, *Makōinkyō*, *San-onseika*, *Inkyōshiyōroku*, and *Hansetsubakkahen*, to know the relation between *Inkyō* and Tōin. We got the following conclusions in that relation..

- 1 *Makōinkyō* shows the outline of the relation.
- 2 *San-onseika* develops the study of Tō-in by using *Inkyō*.
- 3 *Inkyōshiyōroku* develops the theory of *Makōinkyō*.
- 4 *Hansetsubakkahen* follows in a part of *Makōinkyō*.

抄録

文雄の韻学書『磨光韻鏡』『三音正譌』『韻鏡指要録』『翻切伐柯篇』四書における、『韻鏡』と唐音との関係についての言及を整理すると、次の三種になる。

- ①『韻鏡』と唐音との一致不一致
- ②唐音の、『韻鏡』研究への利用
- ③『韻鏡』による唐音矯正

各書におけるこれら三種の言及を比べてみると、次のようなことが明らかになる。

- ①『磨光』は『韻鏡』と唐音の関係についてその大枠を述べるとともに、唐音利用による『韻鏡』の研究を始めた。
- ②『正譌』は『磨光』を踏まえて、『韻鏡』によりつつ各論と言うべき唐音論を深化させた。
- ③『指要録』は『正譌』も踏まえつつ、唐音による『韻鏡』の理論的側面の研究において『磨光』を全面的に補訂した。
- ④『伐柯篇』は『磨光』の一部を祖述した。

キーワード：文雄、韻鏡、唐音、磨光韻鏡、三音正譌、韻鏡指要録、翻切伐柯篇

* 情報コミュニケーション学部非常勤講師、
Tsukuba Gakuin University

一 目的

近世中期、浄土僧文雄（一七〇〇—一六三三）は、呉音漢音を基盤とするそれまでの漢字音研究（以下韻学と言う）に唐音を取り入れ、唐音利用の『韻鏡』研究を展開した。彼の韻学は画期的だった

ただけでなく後世へ大きな影響を与えたことから、その学史的な研究もこれまでしばしば行われてきた。しかし、本稿の筆者のものも含めて、それはなお輪郭を議論する段階に止まっている。すなわち、『韻鏡』と唐音の関係の細部や唐音利用の実際、またそれらを踏まえた学史的な位置付けなどにおいて、議論すべき所が

まだ数多く残されている。そこで本稿は、彼の著作の中の、唐音に直接関わっていることが明らかな言及を調査整理して、まず彼における『韻鏡』と唐音の関係を把握する。そしてその結果によりながら、彼の著作においてその関係がどのように展開していったのかを追ってみる。

* 唐音には華音という呼称もあるが、本稿では特別な場合以外は唐音を用いる。

* 漢文の引用は次の要領に従う。また、和文の引用もこれに準じる。

①すべて読み下し文で示す。②私に読む場合、原漢文の訓点を尊重する。ただし、句読点や送り仮名などは適宜加除変更する。また、声点や合符、割注などは省略する。

二 磨光韻鏡(一) — 上・本図 —

韻学即『韻鏡』研究と言つて過言でない近世一七四四(延享元)年、文雄は最初の韻学書『磨光韻鏡』を刊行した。

二一—「序」(太宰春台)

文雄の唐音の師であるとともに、文雄に唐音の韻学的効用を示した古文辞学派の儒者太宰春台^{〔一〕}(一六八〇—一七四七)は、『韻鏡』研究における唐音不可欠を断言する。

日本近世ノ人亦頗ル韻鏡ヲ好ム者有リ。釈宥朔ノ開奩自リ以下、之ヲ為シ鮮ズル者亦多シ。幾家ヲ知ラズ。然レドモ其人皆華音ヲ学バズ。徒ニ方俗ノ訛ナル音言ヲ以テ三十六母ヲ呼ブ。尚其ノ五音清濁ヲ弁ズルコト能ハズ。況ヤ其ノ余ニオイテヲヤ。夫レ華音ヲ解セズシテ韻鏡ヲ治ムルハ、猶耒耜無クシテ耕スコト一叢能ハザルガゴトシ。(中略)故ニ韻鏡ヲ

治メント欲スル者ハ先ヅ華音ヲ学ブベシ。華音ヲ学ビテ之ヲ習フ。然ル後四声明ナルベシ。七音弁ズベシ。内外開合凡ソ百ノ呼法悉ク分別ナルベシ。然ル後ニ以テ韻学ヲ講ズベシ。嗟乎、今ノ韻鏡ヲ治ムル者ハ徒ニ反切ノ法ヲ知り、反切ノ所以ヲ知ラズ。亦安ゾ韻鏡ノ韻鏡トスル所以ヲ知ランヤ。此レ他ニ無シ。華音ヲ学バザルガ故ナリ。上座ニウ

この一文の後春台は、ただ一人「文雄師ノミ則チ然ラザル(序三ウ)」と述べる。

二—二—「緒言」

二—二—一 第五項

呉音漢音唐音を『韻鏡』窠字に施すとした上で、「三音流俗シテ訛有リ。今律シテ去ル。之ヲ律スルコト横呼ニ在リ(上二ウ)」と、呉音漢音のみならず唐音も律するとする。なお、『韻鏡』転図への加点や、右の文中の横呼という語などからして、文雄が律する際に使用したものの第一は『韻鏡』以外には考えられない。

二—二—二 第九項

「華音ハ呼法密緻ニシテ毫厘剖析ス。直横図備ハル。今衆呼ヲ傍注ス(上三ウ)」と、『韻鏡』に照らし合わせてみて唐音は完璧であるとする。

二—二—三 転図

本文各転図上の窠字に対して呉音漢音とともに唐音を加えている。窠字を欠く箇所であっても場合によって唐音を付している。

三 磨光韻鏡(二)―下・韻鏡索隱・翻切門法―

三―一―「韻鏡索隱」

三―一―一 第五項

この項は、唐音の来歴を呉音漢音の由来とともに述べている。初めに呉音漢音について、二音はもともとは正音だったが、『韻鏡』に照らし合わせてみると今や「正律」を失っている、だから「二音共二和音ト称ス(下六ウ)」とする。次いで唐音の紹介に入る。「近世中華ノ正音ヲ伝習ス。当ニ華音ト称スベシ。俗ニ唐音ト称謂ス、其ノ音ナリ」とした後、「呼法嚴如トシテ七音四声輕重清濁開口合口齊齒撮口等ノ條理分明ナリ。之ヲ韻鏡ニ正スニ則チ符節ヲ合スルガゴトシ。故ニ音韻ヲ学ブ者ハ必ズ華音ニ由ラザルベカラズ。華音ヲ学ブ者ハ必ズ韻鏡ニ由ラザルベカラズ(下六ウ)」と述べる。すなわち、韻学は唐音によって行わなければならない、唐音を学ぶ場合は『韻鏡』によらなければならないと断言する。

三―一―二 第五項

三―一―一に続いて、呉音漢音によって中国音のことを論じることができない、ましてや「齊齒開口撮口(中略)咬齒等ノ呼法」に至ると、「華音ヲ学バザレバ則チ孰カ能ク之を弁ゼン(下七オ)」と締めくくる。

三―一―三 第六項

「四声ヲ教道スルニ、本邦古来茶碗天目四字ヲ用」^一 いていることから、この四字の声調を發端として声調を論じる。すなわち、和音の上声は唐音の平声で、唐音の平声は和音の上声に当たる、

また茶の、その音のように「短促」な和音は唐音の入声と同じであるなどと、和音と唐音とを対照的にとらえつつ声調について述べ、最後は四声さらに清濁に関して「華音ノ誦法ハ総ジテ變音有ルコトナシ(下八ウ)」と結ぶ。

三―一―四 第七項

七音三十六字母について自説を述べる。まず、「七音ノ別微密ニシテ輒ク是非シ難シ」とし、「且杭州音ヲ以テ之ヲ律スルニ廻チ韻鏡是ニ近シ。呼法ハ直横二図委曲ス(下十ウ)」と述べた上で、七音それぞれについて論じる。この一文や以下に展開される論の内容から、この「杭州音」とは唐音の一種、杭州地方の音としか考えられない。

- ①唇音…幫滂並明唇ニ触ル、コト尤モ重シ。非敷奉微唇ニ触ル、コト輕シ。是輕重ノ分チナリ。和音ニテ輕重ヲ弁ズルコト能ハズ。故ニ韻鏡ヲ解スル者數家、未ダ輕重ヲ弁ズルニ至ラザルコト、宜ナリ。世人謾ニ文字ニ輕重有リトスルヲ以テ亦誤ラザランヤ。殊ニ輕重ハ音ニ依リテ之ヲ論ズルコトヲ知ラズ。 下十ウ
- ②舌音…端透定泥、舌ヲ揺シテ舌頭ヨリ發スル音。知徹澄孃、舌ヲ蹙テ舌ノ上面ヨリ發スル音。 下十一オ
- ③牙音…見溪群疑、舌ヲ縮テ牙(左注ヲクバ)ヨリ出ル音ナリ。 下十一オ
- ④齒音…精清從心邪、舌ヲ下齒頭ニ拄^トヘテ呼ブ。上齒頭ニ触レテ出ル音ナリ。中ニ於テ心邪ノ二字、舌ヲ動スコト稍カ微ナリ。故ニ細齒頭音トス。照穿牀審禪、正シク齒ノ中間ヨリ生ズル音ナリ。中ニ於イテ審禪ハ音ヲ論ズル微細ニテ心邪ニ類ス。故ニ二分テ細正齒音トス。舌上音ノ四母知徹澄娘ヲ呼ブコト、照穿牀禪ニ類ス。故韻書之ヲ斯ニ合シ次商音トス。然ト雖モ本別無キナラズ。

故二広韻礼韻集韻皆反切ヲ備フルコト同ジカラズ。是和音以テ知照二別有ル所ナリ。況ヤ嬢ノ次商ト疑ノ宮ト素齊シクシ難シ。混ジテ以テ一音トスル者ハ恐ハ麤ナリ。下十一オ

⑤喉音・影喉匣喻、喉音ニ属ス。影喻ノ一雙音相通ジ、喉匣ノ一雙音相通ス。故ニ張麟之註シテ影喻ニ独立、喉匣双飛ト云フ。

(下略) 下十一ウ

⑥半舌音半齒音・来、舌ヲ先ニシ齒ヲ後ニスル音ナリ。日、齒ヲ先ニシ舌ヲ後ニスル音ナリ。若シ和音ノ入声音有リ韻有ル如キハ則チ知リ易シ。華音ノ入声、韻明ラカナラザルニ似タリト雖モ自ラ韻有ルナリ。日ハ入質ノ切、人ノ入声齒音ニ依テ呼ビ而シテ舌ヲ捲テ以テ入ル。謂フ所ノ舌ヲ後ニスル者ナリ。下十二オ

以上を踏まえて「三十六母ハ韻学ノ要領ナル者ナリ。宜ク華音ノ呼法ヲ審ジテ、四声正シク七音清濁明ニ之ヲ熟誦誦スベシ(十二オ)」とまとめる。

三一一五 第八項

五音の呼称として宮商角徵羽五字が用いられていることについて、『玉篇指南』を引き、また「宮商角徵羽」の唐音を用いてその妥当性を説明する。すなわち、「玉篇指南ノ説及ビ(各五字の五音への)配属ハ、華音ヲ以テ呼吸スレバ則チ吻合ス(下三オ)」とする。

三一一六 第九項

五音清濁について唐音を用いて齒音日母濁音などについて説明しつつ、唐音によればそれぞれやそれぞれの違いがよく分かる、韻学には唐音が必要であるとする。例えば、齒音については「第一ノ清次清及ビ濁ハ真之ノ音ヲ帶ブル者ナリ。第二ノ清及濁

ハ山声私扇孫ノ音ヲ帶ブル者ナリ(下十三オ)」と、また日母については「日母ニ属スル字、華音ハ皆濁音ニ似タリト雖モ其ノ実ハ半濁ナリ(下三ウ)」として全濁と区別したりなどする。

三一一七 第十一項

音注すなわち同音注や反切などの説明の中で、次のように述べる。「華音読書ノ法ノ如シ。音ヲ審カニセザレバ則チ(漢文は)読ムベカラズ。以テ音註有ル所以ナリ(下十五オ)。また、三折一律法について、反切上下字、助紐字、帰納字に和音のほか唐音も用いて説明する。

三一一八 第十三項

内外転を説明する中で、「通止遇(下一七オ)」などと、韻撰の呼び方に唐音を使用している。なお、煩雑さを避けるために実は逐一紹介しなかつたし、また今後もしないが、このような、韻学用語や例示の漢字などへの単なる唐音使用も随所で行っている。

三一一九 第十四項

開合の説明の中で、『音韻日月燈』を受けつつ「雄按ズルニ華音ノ呼法至リテ嚴ナリ(下十七ウ)」と述べ、「若シ夫レ華音ヲ学バント欲スル者ハ、当ニ直横二図ノ呼法ニ由ルベシ(同)」と結ぶ。

三一一〇 第十五項

『韻鏡』張麟之序の「上声去音字」の説明において、上声濁音字を去声と呼ぶのは「郷音」即非「正音」であるとし、「本邦ノ人ニテ華音ヲ学ブハ、上声濁ノ字ハ未ダ読ミ難キ者ニ有ラズ(下一九オ)」と、唐音学習の効用を述べる。

三二二 「翻切門法」

三一二 一 第一項

門法の概論の一環として類隔を説明する個所で、杭州音を利用している。「若シ之（「郷音」と軽重の関係を）杭州音ニ正セバ、則チ軽重判然トシテ帰音協ハズ。以テ類隔ト為ル所ナリ。編ノ字ノ如キ広韻ニ方典ノ切ナレバ則チ方分蕃切^①フエ^②ナリ。銑ノ韻ニ此ノ音無シ。韻会更メテ補典ノ切トスレバ則チ補賓辺偏之ヲ正音トス。故ニ方典ノ切ヲ以テ類隔ト称ス。補典ノ切ヲ以テ音和ト称スルナリ（下二十ウ）」。

三一二 二 第八項「第七類隔」

右に紹介した第一項で取りあげている編字に関して、「和音ノ如キハ則チ音相ヒ協和シ、音和ニ異ナラズ。蓋シ方音ナレバナリ（下二七ウ）」とした上で、「若シ夫レ華音ハ則チ協ハズ。故ニ此ノ翻切ヲ用フルハ正シカラザルコトヲ知ル（同）」と結ぶ。

四 磨光韻鏡における韻鏡と唐音

四一 一 韻鏡と唐音の関係

これまで紹介してきた『磨光』の言及を見ると、文雄は、本来的には仮名のレベルにおいて『韻鏡』と唐音の全面的な比較対照を行い、その結果に基づいて種々の議論を進めていること、つまり、『磨光』は『韻鏡』のすべてを説明していると考えていたことがうかがわれる。今言及を『韻鏡』と唐音との関係という観点からとらえてみると、単なる唐音加點（二二二一三、三一一一八）や唐音学習法を述べたもの（三一一一九）などは除外され、およびよそのようになる。ただし、それぞれの言及はもともと互いに

関わり合っているので、複数の項に属するものも当然あることになる。なお、二二一は師の言であるが、師に従って文雄が研究を進めていることは明らかなので、文雄説に含めることにする。

(a) 韻鏡唐音一致・両者の一致、またそれによる唐音正音を述べるもの（二二二一、二二二二、三一一一）。逆に、一部不一致、またそれによる唐音不正を述べるもの（二二二二）。

文雄は『韻鏡』と唐音との比較対照を通して、唐音の正不正を判断したに違いないが、どのような理由でどこがどのように正なのか否かの説明は一切行っていない。

(b) 唐音の韻学的利用…(a) に基づく唐音の韻学的利用価値の主張及びその『韻鏡』研究への利用（二二二一、二二二二、三一一一、三一一二、三一一三、三一一四、三一一五、三一一六、三一一七、三一一八、三一九〇、三二二一、三二二二）

質量ともにこの韻学的利用に関わるものが、『磨光』の言及の中心となっている。ただし、具体的な運用の仕方がかいま見られる所はというと、わずかに三一一四、三一一五、三一一六、三一一七くらいしかない。しかも、そこでどこまで実際に唐音が運用されているのか、必ずしも判然としていない。なお、三一一四、三二二一では何の断りもないまま杭州音を利用しているが、ここからは彼が、唐音には諸方言があるがその内の杭州音が韻鏡研究にふさわしいと見ていたことがうかがわれるだけである。

(c) 韻鏡による唐音矯正…唐音は『韻鏡』による矯正が必要であると述べるもの（二二二二）

文雄においてこの唐音矯正は、ほぼ(b)の逆、すなわち『韻鏡』による唐音研究の結果に基づいて行うものである。矯正が全

面的に行われたことは、例えば上巻の『韻鏡』窠字加点の唐音の整然さによく現れているが、(a)と同様、文雄はその具体的な方法も過程も示していない。

四―二 韻鏡絶対主義と唐音絶対主義

二―一以下の文雄の言及を通して見ると、彼の韻学では言わば韻鏡絶対主義(前者)と唐音絶対主義(後者)とが同時に存在していたことが分かる。前者があつたからこそ、(a)で取り上げた唐音即正音は証明されたわけである。そして、その証明により後者が確立されたことから、(b)唐音の韻学的利用が行われることになったということである。ところで、(c)唐音矯正はもちろん基本的には絶対的な権威を持つ『韻鏡』によって行われる。ここに(b)について、文雄は韻学的利用の一環としてこれまた絶対的な権威を持つ唐音による『韻鏡』矯正を行ったのでないかという疑問が生じてくる。『磨光』にはそれに答える所はない。しかし、『韻鏡』研究に唐音が不可欠としている以上、『韻鏡』矯正の可能性は常にある。このことと次の二点から、彼は否応なしに唐音利用による『韻鏡』矯正に直面せざるをえなかつたと考えられる。①前述のように、彼は『韻鏡』と唐音との全面的な突き合わせをしていたと見られるが、その過程で生まれる、例えば入声韻尾や声調のことなどにおける齟齬を、すべて唐音不正で説明できたとは思われない。②近世には多くの韻学者が『韻鏡』校訂を行っている。文雄自身も究極の『韻鏡』を「校成」したと述べている。なお、『韻鏡』矯正の問題については後ほど六一―一三で取り上げる。

四―三 磨光韻鏡以後

『韻鏡』と唐音との関係について、文雄は『磨光』以降の韻学書でどのようなことを述べているのだろうか。『磨光』以降の韻学書で彼が唐音のことを語っているものは、『三音正譌』『韻鏡指要録』及び『翻切伐柯篇』の三書である。以下、この三書の言及を整理して、『磨光』以降彼における韻学と唐音との関係がどのように展開していったのかを考えてみたい。

五 三音正譌

一七五二(宝暦二)年、文雄は呉漢唐三音の正否を論じる『三音正譌』を刊行した。

五―一 「巻上」

中国の諸系統の音や三音の解説をする上巻の、その「華音(十ウ)の項において文雄は、唐音は「多品」であり、「今長崎舌人家ニ学ブ所、官話杭州福州漳州ノ同シカラザル(十オ)」と述べつつ、中国諸系統の諸音の紹介やその評価を行う。すなわち、△従来中国は中原の音を正音・雅音と、「四辺」の音を俗音・郷音としてきた、その中原の音には官話と俗話があるが、官話を中原の雅音とし、これを正音としてきた、俗話とは浙江音〓杭州音のことである〓と述べる。その後、中原雅音などは「唐宋正律ノ韻書」に合わない不正な音であるとし、次のように言う。「其レ浙江音ヤ、予ヲ以テ之ヲ觀レバ、曠如トシテ正音ナルカナ。唐宋正律ノ韻書ニ符号スルヲ以テナリ(上十一ウ)」。ただし、彼は手放して杭州音を正としているわけではない。「其レ浙江ノ音醇ナルコトハ則チ醇ナル。小疵ナキナラズ(上十二オ)」とも述べる。「唐宋

正律ノ韻書」は「韻鏡及び指掌図ニ符号ス(上二ウ)」としていること、また例えば次の五二二一の、音の正否の判断や矯正は『韻鏡』によるべきとしていることなどから、彼の各種中国音の正不正の判断は、時には今日言う韻書による場合なども含みつつ、最大の根拠を『韻鏡』に置いていたことが知られる。

五二二「巻下」

下巻は『韻鏡』各転次ごとに所属字の三音を声母別に示している。

五二二一「凡例」

第一項は、三音にはそれぞれ正音俗音があること、また俗音の中には譌・誤・非の音があることなどを述べる。第二項では、『韻鏡』による譌音矯正法のあらましを説明する。「譌音ヲ正スコト韻鏡ニ鑑スルヨリ善ハナシ。若シ音ニ疑ヒ有レバ則チ反切シテ以テ韻鏡ノ帰納ニ検シ、須ク其ノ四声ノ紐ヲ調フベシ。(中略)正音譌音燦然トシテ顕ル(下一オ)」。第五項では唐音についてその正否を述べる。「華音ニ亦(呉音漢音と同様の)正俗有リ。盡ク韻書反切ニ校へ、之ヲ韻鏡ニ正シ俗ヲ去リ正ニ帰スルナリ。震旦人ト雖モ悉ク正スコト能ハズ。故ニ或ハ震旦人ト對話スルニ、今ノ正音ヲ將テ之ヲ行フハ不可ナラン。俗話ハ姑ラク俗音ニ随フベシ。今ノ正音ナル者ハ古今韻書ノ音ヲ論覈シ努力メテ俗ヲ変ル者ナリ。彼ノ官話ナル者モ亦不正ニ属ス。識者怪シムコト勿レ(下二オ)」。ここにも文雄の、唐音矯正における『韻鏡』の絶対視がうかがわれる。俗話とは杭州音¹¹浙江音を指すと考えられることから、杭州音の重視も認められる。第六項は唐音の清濁四音についてその同異を発音法に触れながら述べる。「清ト次清トハ太ダ相

ヒ近シ。彼ノ土ノ人ト雖モ常ニ相ヒ混ジテ之ヲ呼ブ。其ノ別、唇ノ伸縮ノ間ニ在リ。濁音及ビ清濁音ハ大ニ呉音ノ例ニ同ジ。其ノ中奉母匣母ノ濁ハ余音ノ例ト同ジカラズ。其ノ属スル所ノ字皆類ス。是レ輕唇、是レ喉音ナルヲ以テナリ(下二ウ)」。

五二二二 本文

韻鏡第一転以下第四十三転までの各転次ごとに呉漢唐の三項を立て、それぞれにおいて各声母ごとにおびただしい数の所属字をあげ、その正音を示す。同時にその他の音をも掲げ、時に応じてそれらの音について種々論じる。唐音の場合、その他の音は杭州音・官音・俗音である。次の一文は第一転の唐音の項の冒頭である。

【華音】蓬攀震暴 並母ニ属シテ濁ヲ正音トス。杭州音是ナリ。

若シボンボンポトシ、幫滂並三母一音ノ如クスルハ、官

話是ナリ。正シキニアラジ。下四ウ

官話は掲出字のほとんどに加えられている。杭州音はここにもみ見られる。俗音はここにはなく、また官話に比べると少ししか見られないが、本文全体にわたって分布している。

馳池(中略)官話チイ俗音ツウトス 下七ウ

凡例(五二二二)で「俗話ハ姑ラク俗音ニ随フベシ」とあること、杭州音は右の一文に一回だけ現れていること、すなわち俗音と相補の関係にあると見られること、五二一「巻上」で俗話は杭州音と述べていることから、俗音とは杭州音のことと考えられる。

正音をめぐっては、注で数回論じている。①第四転「知」「智」等七字・「第四第六第八支脂之ノ開ニ属スル舌音齒音半音ハ咬齒呼ニシテ、ツウイスウイリスウイノ音ナルヲ、俗音ツウイスウ

ウトシ、又官音チイシイトスルハ訛ナリ。反切考索スレバ皆イノ韻ヲ帶ルナリ（下略）下七ウ。②同「兒爾邇」…「俗音ルウトス。広韻汝移切正韻如支切ナリ。共ニルウノ音アル事ナシ（下略）下八オ」。③第七転「悲鄙美」等六字…「韻鏡古本ニ第六転ニ収ムルハ非ナリ。正音ボイボイムイ。官話或ハヒイミイトス（下略）下九ウ」。④第一一転「阻俎初疎」等十五字…「已上齒音第二等ノ字、広韻魚語御ノ韻ニ属シテ、ツライ、スライノ音ナリ。洪武正韻ハ模姥暮ノ韻ニ撰シテ、ツラ、スラ、ノ音トス。官話ハ濁ヲ清トスルノミ。今韻鏡ヲ正ス事ハ必ず広韻ニ從フベシ（下略）下十一ウ」。これら四例には韻についての議論もあり、また韻書や反切の利用もあれば、韻書と『韻鏡』との関係への言及などもあるの

で、文雄の唐音論の一端を直接うかがうことができる。

五―三 三音正譌における韻鏡と唐音

『磨光』四―一に準じて『正譌』をまとめてみると、次のようになる。

(a) 韻鏡唐音一致〔五―一、五―二―一〕…『韻鏡』や韻書との一致、不一致から、唐音にも各地各種のものがあることや、正・譌・俗があることなどを指摘し、杭州音（浙江音）こそまさに正音と断言する。ただし、文雄における正音とは、官音などともと不正の音だけでなく、杭州音＝俗音でもない。すなわち、それらを超越した存在である。

(b) 唐音の韻学的利用〔五―二―一、五―二―二〕…唐音は『韻鏡』研究に不可欠であるとした上で、実際にそれを利用した研究を行っている。

(c) 韻鏡による唐音矯正〔五―二―一、五―二―二〕…韻書即『韻鏡』とし、韻書の反切に照らし合わせ、『韻鏡』に検して唐音

を矯正せよとし、そしてみずからそれを実行している。それは、例えば下巻で加えられている、全四三転各掲出字の正音の整然さに明らかである。ただし、本文における説明（五―二―二で紹介の二條など）から、文雄は主として『韻鏡』の規矩のもともつとも正しい音＝杭州音によりながら正音を作り、そしてその後は、その正音を基準として官音、杭州音その他の正否の判断を行ったと考えられる。すなわち、一定数の正音が設定された時点から、唐音正否の判断と矯正は、『韻鏡』との照らし合わせによってと言うよりは、『韻鏡』の規矩の中で、また場合によっては韻書などの照合の中で、理念として存在しているその正音によって行われたと推定される。ただし、正否の判断が、こと当初は『韻鏡』との照合によってなされたことに変わりない。

五―四 韻鏡絶対主義と唐音絶対主義

文雄はもとより『韻鏡』を基軸としてすべて自論を展開している。それは本書においても貫かれている。これに対して、手放しで唐音は正音と述べている所はない。それどころか、主として『韻鏡』の規矩の中で作つた正音との対比において、実際に使われている唐音の不正さを指摘している。すなわち、本書にあつて韻鏡絶対主義は存在しているが、実在する唐音の前で唐音絶対主義は明らかに後退している⁶⁾。これは『韻鏡』による唐音研究がより進んだ結果によるものと考えられる。

六 韻鏡指要録

文雄没十年後の一七七三（安永二）年、弟子文龍は『韻鏡指要録』を出版した。別称『磨光韻鏡後編』にうかがわれるように、

『磨光』ときわめて縁の深い韻鏡研究書である。

六一一 「序(文龍)」

文龍は「日域五十年前ニ華音ヲ言フ者殆ド希ナリ。大氏漢読ヲ一ツ唯ダ執ルノミ。(二ウ)」とした後、呉音漢音の解説をし、次いで唐音には官話や種々の方言などいろいろな種類のものがあるが、「其(各種唐音正否の)論ノ正譌ニ至ルヤ、清濁軽重七音呼法自ラ韻書規矩ニ契合スルコト有ルハ、独リ杭州音ノミ稍ク近シ(二ウ)」とする。なお、ここの「韻書」は、「清濁軽重七音呼法」や、次項で紹介する文雄の言及(六一二)あるいは本書(六一五)が踏まえた先行書『正譌』の言及(五一二—一、五一二—二)などからして、現在言う韻書字書なども含めて『韻鏡』と置き換え可能と考えられる。

六一二 「開卷知音」

呉音漢音について『韻鏡』による正音の検索を述べた後、唐音に触れる。

〔『韻鏡』で正すものは〕呉音漢音ノミニ非ズ。華音ヲ正スコトモ亦同格ナリ。若シ華音ヲ正サント欲セバ三十六字母ト二百六韻母トヲ華音ニ正シク呼ブベシ。其華音ニ品類多シ。漳州福州杭州南京中州等ノ不同アリ。其中各譌正雜ハレリ。其譌ヲ正スコトモ亦此韻鏡ニ明ラカナリ。(下略) 六ウ

唐音の譌を正すことにおいて、『韻鏡』優位がはつきりと示されている。もとより「其中各譌正雜ハレリ」の「其中」には杭州音も入るが、これは六一一で紹介した、文龍の「独リ杭州音ノミ稍ク近シ」と同様、もつとも正しい杭州音にも譌音があるということを描べるものにほかならない。

六一三 「五音七音」

『韻鏡』声母を論じている中で、「呉漢華ノ三音共ニ流俗ノ音微シク七音ヲ濫ズルコトアリ。能ク正シテ正音ヲ知ルベシ(十三オ)」とする。文雄はその韻鏡絶対主義からして、濫を正すにはまず『韻鏡』によるべきと考えていたに違いない。

六一四 「四等序次」

「四声ノ一声中ニ四等ノ開合ヲ分ツハ、密分ナリ。是華音ノ上ニテ論ズル事ナリ(十四オ)」と、呉音漢音でなく唐音によって初めて四等の違いが分かるとしている。ただし、実際にどのように分かつことができるのかについて具体的な説明はない、

六一五 「清濁次音」

〔清次清濁清濁のことは〕委クハ索隱及ビ三音正譌ニ弁ズルガ如シ。唯華音能ク分弁セリ(二五オ)」と述べる一方、「然レドモ半齒音ニ至リテハ誤リテ濁音ニ呼ブ。是俗音ノ訛謬ナリ。正音ハザジズゼゾトナニヌネトノ中間ノ音ナリ。震旦毛国ニヨリテ正シク呼ベル人モアリ(同オ)」と続ける。詳しい紹介は割愛するが、その後も清次清等の四音を中心として、その「呼ビヤウ」、それと唇舌牙齒音との関係、齒音の五行のこと、齒音と舌上音との関係、正齒音と齒頭音との違い、喉音におけるアヤウハ行のことなどを、右の日母の場合と同様に唐音を用いたりしながら、ほぼ全声母について具体的に解説を加えている。もとより、それは文雄が言っているように『磨光』と『正譌』を踏まえての言及であるが、三書を比べてみると実質的には『磨光』のみと言ってよいことが分かる。そして、例えば右の半齒音日母の説明と、三一—四⑥のそれとを比べてみると、『指要録』はまさに『磨光』補訂の

書であることがよく分かる。ちなみに、清音次清音の別を説明する中で「予先ニ（『磨光』で）此音ヲ弁ズルコト是（ここで行った説明）ナラズ。今改ム（二五ウ）」と述べている。なお、本項にはあるいは唐音による『韻鏡』矯正に関わるかと思われなくてもない一文があるが、これについては六一一―一三で触れる。

六一六「唇音軽重」

実際の唐音によりながら「止華音ヲ知テ軽重ヲ弁ズベシ。幫滂並明ハ唇ニ当ル事多シ。是ヲ重トス。非敷奉微ハ唇ニ当ル事少シ。是ヲ軽トス（二八オ）」と述べている。『磨光』の補正とは言っていないが、三一―一四①で紹介した『磨光』の言及と比べてみると、それは明らかである。

六一七「二百六韻」

呉漢音による韻母論を長々と展開した後、「華音モ（呉音漢音と）亦同ジク平上去ニアイウエオンノ六韻アリ。準ジテ知ルベシ。入声ニハ差別ナキニ似タレドモ細ニ分別スレバ、フツクチキノ類ヲ分ツベキナリ。繁キヲ恐レテ此ニ尽サズ（二五オ）」とする。

六一八「去声寄入」

『韻鏡』の「去声寄入」について、「第九第十微尾ノ韻ト麁ノ韻ト華音相叶フ（二六ウ）」ことを根拠として説明している。ただしどのように一致しているのかの説明はない。

六一九「入声借音」

『韻鏡』の入声借音について、「（転図における）三声四声ノ分弁ヲ按ズルニ、華音ヲ以テ呼ブニンノ余声アル韻ニハ必ズ四声具足

シテ入声アリ。アイウエヲノ余声アル韻ニハ入声闕ケテ三声ノ韻ナリ（二七ウ）」と、華音利用のもとでの説明を行っている。

六一〇「華音」

『磨光』で各転次の窠字に加点した唐音について、それは「一ナラ（二八オ）」ざること、「俗話ノ中ニ杭州漳州等ノ不同ア」ること、『磨光』のものは杭州音であることなどを述べた後、杭州音は「大氏韻書ノ規矩ニ叶フ故ニ取りテ正音トスル」、しかしそれにも「亦謬リ伝ル者間コレアリ。逐一韻書ニ是正シテ国字ヲ施ス（二五オ）」と、杭州音に対して『韻鏡』等による矯正を加えた述べる。以下、官話、中原雅音などのこと、それらと杭州音との関係などを具体例なども挙げながら種々論じ、「予杭州音ヲ崇ミ中州音ヲ俗音トス（二九ウ）」と結ぶ。

六一一「郷談方言」「切韻帰納」

この二項においては、郷談（方言・俗音）や反切における帰納などについて、唐音を用いた具体例を掲げながら説明を加えている（三三オ、三四ウ）。

六一二『指要録』における韻鏡と唐音

『磨光』（四一―）や『正譌』（五一―三）に準じて、『指要録』をまとめてみると次のようになる。

(a) 韻鏡唐音一致（六一―一、六一一〇）…文龍、即文雄と見なしてよいであろう、は、各種唐音の内、『韻鏡』に最もよく一致しているのは杭州音としながら、それにも誤りがそれなりにあるとしている。

(b) 唐音の韻学的利用（六一四、六一五、六一六、六一八、六一

九、六一―一〕：『韻鏡』の種々の側面について、唐音を利用した研究を行っている。『韻鏡』研究において『磨光』を襲う書であるだけに、逐一それと断っているわけではないが、すべて『磨光』を踏まえながら論じていると言える。

(c) 韻鏡による唐音矯正〔六一―二、六一―三、六一―四〕：杭州音をも含めて、各種唐音について、その譌を改めなければならぬとし、そしてそれを実行している。ただし、その具体的な進め方は必ずしも判然としていない。

六一―三 韻鏡絶対主義と唐音絶対主義

『正譌』同様、韻鏡絶対主義は微動だにしていないが、唐音絶対主義はかなり揺れている。ところで、唐音による韻鏡矯正に関して、六一―五では割愛したけれども次のような言及がある。「タチツテトハ大氏舌音ニテ、タテトノ三音ハ舌音中ノ重キ音ニシテ舌頭音ト名ヅク。チツノ二ツハ舌音中ノ軽キ音ニテ舌ト齒トニ渉ル故ニ、舌上音ト正齒音ト齒頭音トニアリ〔一六ウ〕。舌音齒音の軽重に関わるこの言及に、唐音利用の『韻鏡』矯正が認められると言つてもよいように思われる。ただし、『磨光』には次のような一文がある。「字音ニ輕重有リ。惟レ唇音爾リ。和ノ韻学者舌上ノ四母及ビ正齒ノ五母ヲ以テ、之ヲ唇輕ノ四母ニ合シテ、以テ輕トス。其ノ余二十三母ヲ重トス。未ダ扱ル所ヲ詳ニセズ。然リト雖モ舌上ヲ舌頭ニ較スルバ、則チ舌ヲ用ルコト差輕シ。正齒ハ則チ齒ヲ用ルコト齒頭ヨリ輕シ。輕重ヲ立ツル所以ナリ〔下十四オ〕。唐音利用という確証がなかったので三―一―四では紹介しなかったが、これによると、舌齒二音における輕重の設定は文雄以前既に行われていたこと、したがって、文雄は唐音を利用して二音に輕重の別を立てるといふ『韻鏡』矯正を行ったのでなく、

唐音を利用して先行説を裏付けたと言ふべきことが分かる。

七 翻切伐柯篇

一七七三(安永二)年、文龍は『指要録』と一緒に反切解説書『翻切伐柯篇』を刊行した。

七一― 「反切要訣」

正音追求の手段を講じる過程で「和音ハ韻鏡ニ正スヲ善トス。切韻指掌切韻指南字彙直図横図ノ如キハ和音ニ協ハザルコトマ、是アリ。華音ハ韻鏡指掌指南横図直図何レニ正シテモ音協フナリ(七ウ)」と述べる。

七一― 「七音図説」

三六字母に呉音漢音のほか唐音を加えて、声母の説明をする。その中で、呉音漢音は「清濁ノ二ツヲ論ズルノミ〔十五オ〕」なのに對して、「華音ノ如キハ舌頭舌上唇重唇輕齒頭正齒等ノ七音明ラカニ、四声正シク、又開合種々ノ呼法ニ從テ字音ヲ呼ブベシ〔十五オ〕」と述べる。次いで、「三音ニ各俗音アリテ正シカラザルアリ、一一律正シテ指揮ス。正ス事悉ク反切ニ依ル〔同〕」とする。

七一― 「字母反切」

各声母の反切字と助紐字に対して呉音漢音とともに唐音を加点している(十七オ)。

七一― 「切母類聚」

反切所用字について呉漢唐三音の正音を提示している(二三オ)。

七―四 伐柯篇における韻鏡と唐音

呉音漢音を中心とした反切解説書のためであろう、本書は唐音についてわずかしか述べていないが、前三書（四―一、五―三、六―一二）に準じてまとめてみると、次のようになる。

(a) 韻鏡唐音一致（七―一、七―二）…一致をもって唐音は正音としてゐる。その一方、唐音には俗音もある、正さねばならないとしてゐる。

(b) 唐音の韻学的利用（七―三）…三折一律法による唐音検索に用いている。ただし、それを彼はみずから唐音を認めているわけではない。

七―五 韻鏡絶対主義と唐音絶対主義

韻鏡絶対主義と唐音絶対主義とが『磨光』同様にはば共存している。

八 文雄における韻鏡と唐音

これまで見てきた文雄の四書の言及を時間の流れに沿って並べてみると、彼における『韻鏡』と唐音との関係、そしてその推移がそれなりに浮かび上がってくる。ほとんどの言及の源は最初の書『磨光』にあるので、『磨光』とそれ以降とに分けて考察してみたい。

八―一 韻鏡と唐音

(a) 韻鏡唐音一致

『磨光』は、『韻鏡』と唐音は完全に一致している、したがって唐音は正音と明言する。しかし一方では、唐音には不正な所もあると述べてゐる。ただし、その不正の指摘は何の説明もなく言わば片隅で行われているにすぎない。また、実際の唐音運用に際しても、何の説明もないまま杭州音を用いていたりもしている。もちろん杭州音以外の唐音についても述べる所はない。これに対して、『正譌』は『韻鏡』のみならず韻書などとの関係や各地唐音などを視野に入れた上で、その正否を論じ、杭州音こそもっとも正しい音であると明言する。その一方、杭州音も含めて現実の各種唐音には誤りがあることを明示する。そして、『韻鏡』等の規矩において現実の唐音に基づきつつ、実際に存在する唐音¹¹杭州音を超越した正音を設定し、さらにその正音と各種唐音との比較対象を行う。このように『正譌』は『韻鏡』と唐音の関係を具体的かつ明瞭に示している。ちなみに、『指要録』は唐音の正否、種別などについては『正譌』を踏襲している。しかし、個々の唐音について論じてゐるわけではない。『伐柯篇』はこれら二書とは異なり『磨光』に近い。その理由は不明だが、これは少なくとも唐音に関してこの書が、『正譌』や『指要録』とは無関係に作られたためでないか考えられる。

(b) 唐音の韻学的利用

反切の書でかつ断片的にしか唐音について言及していない『伐柯篇』はともかくとして、文雄は『磨光』以降ずっと、韻学すなわち『韻鏡』研究には唐音が必須であるとし、そして実際にみずから唐音の韻学的な運用を行った。ただし大まかに言うと、全面的に運用しているのは『磨光』と『指要録』二書においてである。『正譌』の場合は、清濁四音の別を論じてゐる時（五―二―一）だけである。これは、『磨光』と『指要録』とが韻鏡研究書であるのに対して、『正譌』は、各字の三音の正譌を論じることによる目的を置いていたことによる。すなわち、唐音に限って言えば、唐

音利用の『韻鏡』研究にもよりながらそれぞれの漢字の正音を得、そしてそれを基準として次に現実にある各種唐音を論じようとしていることによる。これに対して『指要録』は、『磨光』と同じ『韻鏡』研究書である。またみずから述べているように、『磨光』『正譌』の先行二書を踏まえた書である。ここにかがわれるように、逐一それと断っているわけでないけれども、この書は明らかに唐音利用の韻学の先行書『磨光』を全面的に襲っている。しかし、それは単なる祖述ではない。例えば日母や軽重における両書の比較(三一―四⑥、三一―一六↓六一五 三一―一四①↓六一六)、あるいは『磨光』説訂正の弁(六一五)などに見られるように、『磨光』の補訂書にはかならない。すなわち、『磨光』は韻学Ⅱ『韻鏡』研究における唐音利用の絶大な可能性を示しつつ、それを実践した。そして、『指要録』は『磨光』を受けて、その論を整理し訂正した。この点において『指要録』は、文雄の唐音利用による『韻鏡』研究の一つの到達点を示していると言うことができる。

(c) 韻鏡による唐音矯正

『伐柯篇』を除くと、『磨光』以下の三書は、唐音については『韻鏡』による矯正が必要であるとし、そしてそれを実行している。ただし、『磨光』はその具体的な方法や矯正すべき箇所、理由などについて何も述べていない。それどころか、右の(a)で述べたように、正音設定に際して常時用いたはずの杭州音についても何の説明も加えていない。これに対して『正譌』は、『韻鏡』だけでなく韻書や字書などにもよる矯正にも手を広げつつ、全四三転の多量きわめる漢字に対して唐音矯正により得た正音を加え、かつそれと杭州音などの唐音の比較対照をしたり正否を論じたりしている。もちろん唐音における杭州音の位置も明確に示し

ている。これらのことから、△文雄は『磨光』の段階では必ずしも唐音の韻学的な運用方法を十分確立しないまま矯正を行っていた、しかし『正譌』刊行時には唐音矯正の枠組みや具体的な手法を明示できるようになっていたVと考えられる。なお、この推察はもとより、『磨光』と『正譌』とで彼が実際に行った矯正が異なっていたということ述べようとするものではない。

八一二 韻鏡絶対主義と唐音絶対主義

『磨光』においては、唐音には『韻鏡』によって矯正すべき所があるという含みにおいて、韻鏡絶対主義(前者)と唐音絶対主義(後者)とが共存していた。しかし、『正譌』に至って、また『正譌』を受けた『指要録』において、後者はかなり後退した。少なくとも『磨光』のような、言わば手放しで唐音即正音という見方は消えた。これは彼の『韻鏡』による唐音研究の深化を反映していると言えるであろう。一方、唐音利用による『韻鏡』矯正は特に行われなかった。これはこと唐音との関係において、『韻鏡』絶対主義は終始変わらなかったことを意味する。

八一三 文雄における韻鏡と唐音との関係

これまで述べてきた、文雄における『韻鏡』と唐音との関係を時間の流れの中に置いてみると、おおよそ次のような展開が想定される。

第一書『磨光』は近世韻学に対して『韻鏡』即唐音、唐音即『韻鏡』を主張し、そして唐音による『韻鏡』研究及び『韻鏡』による唐音研究を実践した。その中で『韻鏡』による唐音矯正も行った。第二書『正譌』は『磨光』を踏まえながら、『韻鏡』によりつつ唐音そのものに重点を置いた研究を進めた。

第三書『指要録』は、前二書なかならず『磨光』を受けて、その唐音利用による『韻鏡』研究を補訂した。すなわち、『磨光』を出発点として、『正譌』はその唐音研究を、また『指要録』はその『韻鏡』研究を推進した。なお、『伐柯篇』は『正譌』『指要録』とは無関係に、『磨光』の一部を祖述した。

注

- (1) 唐音の韻学的価値を早々と認めていた荻生徂徠や春台と文雄との関係については、湯沢(一九八七(四)、二〇〇〇、二〇〇二、二〇〇五)。
- (2) 助紐字音注加点については、湯沢(一九八七)四一。
- (3) 満田(一九二二)は、文雄の唐音利用による韻学の成果を高く評価しているが、来母や日母また声調などには一切触れていない。それは彼が彼の時代の学的基準において注目される所だけ取り上げたためと思われる。しかし、少なくとも文雄にあつては、満田が文雄の成果としてあげている唇音や歯音の研究などと同様、日母などについての研究もまた、唐音利用の韻学の成果だったはずである。
- (4) 文雄は『磨光』『緒言』第一項で、「数十本」の『韻鏡』を検討した結果「遂ニ一本ヲ校成ス。是ニ於テ謂ヒツベシ、韻鏡原ニ復スト(上「オ」と述べている。
- (5) 『磨光韻鏡余論』は、文雄以外の者の見解が相当入っていると見られるので、取り上げない(湯沢(一九八七)四一)。
- (6) なお、五一―一二③第一文「韻鏡古本ニ第六転ニ取ムルハ非ナリ」は、あるいは唐音利用による韻鏡矯正を示しているかと思われなくてもないが、判然としない。加えて、別の先行『韻鏡』や韻鏡研究書の説を踏まえている可能性もあるので、本稿では唐音による『韻鏡』矯正例とは見ないこととした。

- (7) 満田(一九一四)は文雄の唇音軽重論の評価に当たって、「是(軽重論)は韻鏡指要録唇音輕重の條の文が最も分り易い」と述べているが、それは『指要録』が『磨光』の欠を補う書だったことによる。
- (8) 例えば、文雄も参照している盛典著一六九一(元禄四)年刊『韻鏡易解』上末一ウ、一七一六(正徳六)年刊『新增韻鏡易解大全』四一ウ。

参考文献

- 石崎又造 一九六七『近世日本に於ける支那俗語文学史』清水弘文堂書房(原刊一九四〇)
- 岡井慎吾 一九三四『日本漢字学史』明治書院
- 新村出 一九九七『日本音韻研究史』(一九四七『新村出選集四』甲鳥書院)
- 満田新造 一九二二『韻鏡研究史上に於ける文雄の位置』(『國學院雜誌』二八―三二、一九六四『中国音韻史論考』武蔵野書院)
- 林史典 一九八一『韻鏡指要録・翻切伐柯篇』「解説」勉誠社 同『磨光韻鏡』「解説」同
- 古田東朔・築島裕 一九七二『国語学史』東京大学出版会
- 馬淵和夫・出雲朝子 一九九九『国語学史』笠間書院
- 湯沢質幸 一九八七『唐音の研究』勉誠社 二〇〇〇『近世儒学における唐音―荻生徂徠を中心として―』(『国語論究八』朝倉書店) 二〇〇二『近世儒学における唐音』(『東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究成果報告書平成一三年度V』) 二〇〇五『近世中期韻学における春台』(『日本文化研究一六』)